

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十一月二十五日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則（規則六二四）の一部を次のように改正する。

第十四条の九中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

- 2 小学校中学校教育職給料表の備考3の人事委員会規則で定める教育職員は、その職務の等級が四級である者とする。

第十四条の九に次の二項を加える。

- 4 高等学校等教育職給料表の備考3の人事委員会規則で定める教育職員は、その職務の等級が四級である者とする。

第二十七条第一項中「任命権者」を「教育委員会」に改め、同項第一号中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の三百十五」を「百分の三百一十一・五」に改め、同項第一号中「百分の百十三・五」を「百分の百十六」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第三号中「百分の百一」を「百分の百四・五」に改め、同項第四号中「百分の九十三・五」を「百分の九十六」に改める。

第二十七条の一第一項中「任命権者」を「教育委員会」に、「百分の五十」を「百分の五十二・五」に改める。

第二条 学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第六条第一項を次のように改める。

新たに条例第九条第一項の学校職員たる要件を具備するに至つた学校職員は、扶養親族（異動）届（様式第一号）により、その旨を速やかに教育委員会に届け出なければならない。扶養手当を受けている学校職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

第六条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

- 2 前項の規定にかかるらず、教育委員会において扶養の事実等を認定することができ
る場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第七条第一項中「前条の」を「前条第一項の規定による」に、「うけた」を「受けた
」に、「届出記載の」を「当該届出に係る」に、「確めて」を「確認して」に改める。

第八条の次に次の二項を加える。

第八条の一 扶養手当の支給は、学校職員が新たに条例第九条第一項の学校職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日
の属する月）から開始し、学校職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日（人事委員会が定める場合は、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第六条第一項の規定によ
る届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その
届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属す

る円）から行つるものとする。

- 2 扶養手当を受けている学校職員にその円額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する円の翌円（その日が円の初日であるときは、その日の属する月）からの支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の円額を増額して改定する場合について準用する。

第一十七条第一項第一号中「百分の百一十七・五」を「百分の百一十六・一」に、「百分の二百一十一・五」を「百分の二百十八・七五」に改め、同項第一号中「百分の四十六」を「百分の百十四・七五」に、「百分の百一十七・五」を「百分の百一十六・一」に改め、同項第三号中「百分の百四・五」を「百分的百三・一」に改め、同項第四号中「百分の九十六」を「百分の九十四・七五」に改める。

第一十七条の二第一項中「百分の五十一・五」を「百分の五十一・一」に改める。

第一十八条の二第一項中第三号を第四号として、第一号を第二号として、第一号を第一号として、第一号の前に次の一号を加える。

一 在宅勤務等手当の円額

第一十九条第六号中「前条第一号」を「前条第三号」に改め、同条第七号中「前条第三号」を「前条第四号」に改める。

様式第一号中「徳島県学校職員給与条例第10条第1項」や「学校職員の給料等の支給に関する規則第6条第1項」に、「基づき」を「基づき、」と、「認定し」を「認定し、」に改め、同様式の裏中「場合は、」を「場合は、」と、「ともに、」を「ともに、」と、「者で、」を「者で、」と、「記載し」を「記載し、」と、「出生」を「出生」、「死亡」を「死亡」、「給与収入、事業収入」を「、給与収入、事業収入」、「年金」等と、「」を「、年金」等と、「」、「年85万円」を「、年85万円」、「」、「当該」を「、当該」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定（学校職員の給料等の支給に関する規則（以下「支給規則」といへ。）第十四条の九中第一項を第三項とし、第一項の次に一項を加える改正規定及び同条に一項を加える改正規定に限る。）は令和八年一月一日から、第一条の規定は同年四月一日から施行する。
- 第一条の規定（支給規則第一十七条第一項及び第二十七条の二第一項の改正規定による。）による改正後の支給規則の規定は、令和七年十一月一日から適用する。（経過措置）
- 第一条の規定による改正後の支給規則様式第一号に相当する同条の規定による改正前の支給規則様式第一号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。